

チッソ子会社JNCの株売却を容易にする会社法改正案成立に断固抗議する！

水俣病の加害者である国、熊本県、チッソには、その責任を全うし、

すべての水俣病被害者救済を図ることを求める共同声明

2014年6月21日

水俣病被害者互助会 会長 佐藤英樹

水俣病被害市民の会 会長 坂本龍虹

水俣病被害者の会全国連絡会 事務局長 中山裕二

水俣病不知火患者会 会長 大石利生

連絡先) 水俣病不知火患者会

住所) 水俣市桜井町2-2-20 電話) 090-8620-5523

6月20日、参議院本会議において水俣病の原因企業チッソの事業清算にむけた子会社JNC株売却を容易にする修正を加えた会社法改正案が採択された。

この修正された上記施策は、水俣病の原因企業であるチッソの責任を免罪し、水俣病の解決を大きく阻害するものであり、水俣病被害者団体として断固抗議する。

私たちは、水俣病解決を求める国民とともに、この法案阻止のためのさまざまな共同行動を行ってきた。5月13日には、参議院法務委員会において水俣病不知火患者会の大石利生会長が参考人として水俣病被害の実態を訴え、多くの未救済の水俣病被害者が潜在するなかで、水俣病を終結させるかのような議論がいかにも不当なものであるかを明らかにした。

会社法改正案は採択されたとはいえ、このような運動の中で多くの国民の支持と共感の輪を広げることができた。環境大臣が、「どう考えても（水俣病が）終了（した）といえる時期ではない。現時点で（チッソの）株式を売却する状況にない。」（5月9日会見）と明言したことの意義は大きい。また、超党派による国会議員による「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」の発足は、「水俣病は終わってはいない」「国、県、チッソの責任ですべての水俣病被害者の救済を」という未救済被害者や国民の願いを実現していく大きな保障となりうるものである。このような水俣病の解決へむけた国民世論を作り出してきたことは、私たちの運動の大きな成果である。

公害被害補償法に基づく水俣病の認定申請数は、熊本県で601名、鹿児島県で245名もおり、その審査のめどさえ立っていないのが現状であり、新たな被害者救済を求める裁判もいまだ継続されている。このように水俣病被害者救済は、いまだ道半ばといわざるを得ず、加害企業であるチッソの責任と役割はますます大きくなっている。

水俣病の加害者である国、熊本県、チッソには、この現実を直視し、関係する住民の健康調査や環境調査を実施するとともに、一日も早い被害者の救済を図っていくことを求める。また、私たち水俣病被害者団体は、すべての被害者の救済が実現するまで、連帯して全力で奮闘することを決意する。

以上